**平成２５年度第１回鳥取県社会福祉審議会**

日時：平成２５年７月２５日（木）

午後２時３０分～午後４時

場所：とりぎん文化会館　第３会議室

１　開会

（岡本福祉保健課課長補佐）　皆さん、開催時刻となりましたので、ただいまから平成２５年度第１回鳥取県社会福祉審議会を開催いたします。本日の審議会は現在、委員２６名中、出席２２名となっており、委員の過半数であり、社会福祉審議会条例第５条に基づく定足数を満たし、会議が成立していることを報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、松田福祉保健部長よりごあいさつ申し上げます。

２　あいさつ

（松田福祉保健部長）　皆さま、こんにちは。福祉保健部長の松田でございます。この４月から就任しております。よろしくお願いいたします。本日はお暑い中、またご多用の中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また平素は、福祉行政にご理解、ご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げるところでございます。ありがとうございます。

さて今年度、第１回目ということで、昨年度の２月の３回目を受けて、というふうなものも盛り込ませていただきながら、今回を開催させていただいているところでございます。県では６月議会を７月の末に、先ごろ閉会して、その６月補正に計上したものも盛り込みながら、当初予算にプラスした形で施策を推進しているところでございます。６月補正の中では、子育て向上につながるような施策、不妊治療に関わる拡充、支援の拡充でありますとか、風疹の拡大に伴った風疹ワクチンの支援事業などを盛り込んで、６月に向かったところでございます。国のほうでは、参議院選挙が終わりまして、新しい、また形が進んでいくかというふうに思っておりますが、県においても、それらの流れを受けながら、また皆さまのご意見をいただきながら、また９月、あるいは次に向かって進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

本日は、審議案件は１件、報告案件は８件ということで、ご審議をいただけたらというふうに思います。そのうち審議のほうにつきましては、年度末にご協議いただきまして、ご確認をいただいた、ご了解をいただいた中で、募集の延期をさせていただきました老人保健、老人福祉施設の特養ですね、特別養護老人ホームの選択、選定につきましての案件でございます。それぞれ関係課のほうからご説明、あるいはご質問をお受けをしたいというふうに思います。限られた時間ではありますけれども、皆さまのご忌憚のないご意見、ご提案をお願いをしたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

（岡本福祉保健課課長補佐）　それでは、まず委員の改選と資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、３月１６日付けで１名、６月２２日付けで３名の方が、それぞれ改選となっております。これから改選の委員の方のお名前を読み上げさせていただきますので、その場で結構ですので、一言ずつ、ごあいさつをいただければと思います。

そうしましたら、３月１６日付けで改選となりました塩﨑かおる委員です。６月２２日付けで委員に就任いただきました田中佳代子委員です。和田尚子委員です。洞ヶ瀬以津子委員です。なお、お手元に最新の委員名簿の一覧を配布しておりますので、ご確認ください。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。事前にお配りしております会議次第と資料が１から９、それから本日お配りしましたものとしまして、社会福祉審議会の事前に送付いたしました次第に１点誤りがございましたので、次第の差し替えのものを置かせていただいております。申し訳ございませんでした。それで資料のほうがですが、資料１といたしまして、東部圏域における特別養護老人ホーム整備計画の選定についてということで、その他、選定資料が付いているものがございます。次に、社会福祉法人の運営における不適正案件についてということで、資料２でございます。資料３といたしまして、身体障害者手帳の詐欺事件についてという資料がございます。資料４といたしまして、鳥取県手話言語条令（仮称）についてという資料がございます。資料５といたしまして、第１４回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実行委員会の設立等についてという資料でございます。資料６といたしまして、平成２４年度第３回鳥取県社会福祉審議会の審議案件に係る優先順位の修正についてという資料がございます。資料７といたしまして、平成２５年度安心こども基金により整備を行う保育所についてという資料がございます。資料８といたしまして、報告案件、身体障害者福祉法第１５条第１項の規定による医師の指定についてというような事項に載っております報告資料がございます。資料９といたしまして、児童福祉法施行例第２９条に規定する里親の認定に必要な決議というものが載っております報告の案件がございます。ここまでで、資料等に抜けなどがありませんでしょうか。

はい。資料の送付ですけれども、特に一部の資料につきまして、資料の配布が遅くなりまして、十分に事前にご覧いただくことができなかったことをお詫び申し上げます。なお、本日出席の委員のうち、福間委員につきましては、所用により遅れられてこちらにみえられる予定になっておりますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、以後の進行につきましては、条例の規定によりまして、中永委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（中永委員長）　はい。そうしますと、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

議事に入ります前に、議事録の署名委員の指名をさせていただきたいと思います。本日は、議事録署名委員を尾崎委員と、それから吉田委員にお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。はい。じゃあ、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。最初に審議事項のアです。特別養護老人ホーム整備計画の選定について、事務局から説明をしてください。

３　議事

【審議事項】

ア　特別養護老人ホーム整備計画の選定について

（山本長寿社会課長）　失礼します。長寿社会課山本です。よろしくお願いいたします。資料の１をご覧ください。先ほど、部長のほうからも説明がありましたけども、前回、今年２月にありました社会福祉審議会で延期となりました東部地域における７０床の特別養護老人ホームを２施設整備する法人の選定について、ご審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

今回は、前回４法人でありましたけども、５法人から応募がありました。その内容につきましては、２ページのほうに出ております。ご覧をいただければと思います。読ませていただきますと、社会福祉法人賛幸会さん、社会福祉法人フォイボス、社会福祉法人鳥取県厚生事業団、そしてここが今回新たに、前回は出てなかったんですけれど、今回新たに応募されました社会福祉法人大徳会、それから社会福祉法人健推会さんの五つということになります。

それで、皆さまのほうが、前回いろいろとご審議をいただきまして、採点とか、またはどのようなねらいかというようなことをご審議いただきまして、それに基づきまして、今回出ました５法人に対しましては、配点や整備に対する内容等については、十分説明を行ったつもりであります。また、ちょっと飛びますけれども、資料１２ページをお願いいたします。１２ページから、県のホームページ、長寿社会課のホームページのほうで、このようにして、ねらいとか、または内容とかについてもホームページで公開をしております。得点につきましては、１６ページを開いていただければと思いますけれども、評価基準とあわせまして、評価の得点、どのようなものにどのくらい点を振るかというようなことを、これも公開をしております。すみません。また、３ページのほうにお戻りいただければと思います。この得点に基づきまして、県のほうで事前に内容等を審査いたしまして、採点のほうをさしていただいております。これから、県がどのような思いでといいますか、考えで採点をしたかをご説明させていただきます。また後ほど、ご意見をいただきまして、点数等を直していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしますと、３ページをご覧ください。まず鳥取市さんの評価ということで出ております。見ていただければと思いますけども、得点については見ていただければと思います。これにつきましては、５ページ、６ページをご覧いただければと思います。鳥取市様のほうからご意見がついております。賛幸会さんとフォイボスさんが評価できる。厚生事業団、大徳会さん、健推会さんについては、評価できないということで回答をいただいております。３ページ戻っていただきまして、それに基づきまして評価をしております。点をつけております。評価できるということで、賛幸会さんとフォイボスについては各１０点、厚生事業団以下は０点ということでしております。続きまして、下のほう、運営方針等につきまして、県のほうで評価をさしていただいております。運営方針の評価点数は、評価できるが５点、普通が３点、評価できないが０点ということでしております。評価できる場合につきまして、または評価できない点につきましては、右のですね、コメント欄のほうに、どうしてかというその理由を簡単ですがつけております。また、前回の審議会等でもご意見がありました、普通でもよく頑張ってる点があるんじゃないかとかいった場合、例えば３を４点にするとかいった場合につきましても、その理由をコメント欄のほうにつけております。ということで、つけております。それと、これにつきましては、１７ページ以降、１７ページをお開きいただければと思いますけども、各法人さんから出されました内容について、県のほうでですね、ピックアップをさせていただいております。それにつきまして評価をしております。もしですね、仮に、いや、ちょっと足りないんじゃないかということであればですね、今日、冊子を持ってきておりますので、もしご覧になりたいという方があれば見ていただければと思います。ちょっと非常に分厚いので、県のほうでこういうコンパクトにさしていただいたということでご了解をいただければと思います。

そうしますと、すみません、３ページに戻りまして、１の（１）開設をしようと考える理由ですけども、賛幸会さんにつきましては、地域包括ケアの充実を、まあ特養以外にも地域で、そのいろいろと中心となって高齢者の方のケアをしていくんだという思いがあって評価をしております。それから、厚生事業団につきましては、重度者の方を入れて、包括的なシステムをつくっていくんだと、連携をしながらネットワークをつくっていくということを言及されております。それから、健推会さんにつきましては、リハビリ機能の充実を書かれておりまして、その点を評価しております。フォイボスと大徳会については、一般的な特養ということで３点ということにしております。

それから２の①につきましては、今回応募する特別養護老人ホーム以外の事業所における利用者だけではなく、地域に開かれた事業所の運営については、これは皆さまがどの法人も普通に対応されているということで、普通ということでつけております。それから既存事業所における、利用者だけでなく地域の要援護者等の生活支援等の取り組みの実施状況につきましては、賛幸会さんについては、地域力の構成、向上を目指して、出張デイサービスをしたりとか、介護教室または介護予防ボランティアを養成して実施していきたいという点を評価しております。事業団につきましても、福祉出前講座、または地域のネットワーク等を構築したいということで評価しております。健推会さんにつきましては、ここは４点ということで、介護教室等を実施したいということで、それを評価しております。

それから、２の③につきまして、ここはコンプライアンスをどうやっていくかということですけども、健推会さんについては、他の法人と比べまして、書きぶりが非常に弱いということで２点ということにしております。

それから４番、利用者一人ひとりの個別・具体的なサービス提供の状況につきまして、フォイボスさんにつきましては、個別・具体的な内容を具体的に詳細に書かれておりましたので、その点を評価しまして４点ということにしております。それから、法人におけるサービスの向上、職員の処遇向上に向けた取り組みにつきましては、賛幸会さん、事業団さんにつきましては、職員研修等の充実をするということで具体的に書かれておりまして、その点を評価しております。それからフォイボスさんにつきましては、職場内でのエルダー制度、先輩ＯＪＴを行うとか、組織における問題共有を前向きに非常にされるということで評価しまして、４点ということにしております。

続きまして、既存施設における生活困難者に対する利用者負担軽減の実施状況ということです。これにつきましては、機械的なものでやっております。書いてありますとおりで、対象施設が９割以上行っている場合は５点。それから対象法人または対象施設が５割以上９割未満の場合は３点というようなことで、これは各法人の状況を調べまして、やっております。賛幸会さんは５点、フォイボスさんと大徳会さんにつきましては、これは新規の社会福祉法人になりますので、ここは新規ということで、ない場合につきましては、新規法人の場合は３点ということになりますので、３点ということを入れております。厚生事業団さんと健推会さんにつきましては、５割に達してませんでしたので０点というふうにしております。そして下の一番下に小計として合計を入れております。枠外にですね、１から４という数字が入ってございますけども、これは運営方針等における、この全体項目の中で順位を仮につけたものでございます。ですので、例えば賛幸会さん２８点ということで、一番高いということで下に１位ということをつけておりますし、一番右の健推会さんは２０点ということで、４点というものをつけております。

続きまして、入所者に対する配慮ということで、ここは評価できるが１０点、普通が６点、評価できないが０点ということにしております。まず、入所者に在宅生活の延長として、入居者がその能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるような環境づくりにつきましては、皆さん非常に熱心にされておりまして、普通ということで６点をつけております。明るく家庭的な雰囲気や地域や家庭での交流を深めるための支援及び工夫につきましては、賛幸会さんと大徳会につきましては、ここの記載が非常に弱かったということで４点をつけております。あとは普通です。身体拘束等に関する制限につきましては、これはどの法人も普通ということにしております。

それから、介護職員と入居者の関係づくり、職員の動線や人員配置などにつきましては、厚生事業団さんにつきましては、職員との関係づくりについて記載をされておりますし、介護職員も大変多く配置されておりまして、１０点をつけております。賛幸会と健推会につきましては、やはり厚生事業団までは多くありませんけども、多くの職員を配置されて、また関係づくりも熱心に取り組むということで８点ということにしております。大徳会さんにつきましては、職員配置が非常に国の基準よりか上回っておりますけども、全体としては非常少なかったので、その点が低く評価して４点というふうにしております。

それから、痰の吸引や経管栄養などの医療ケアの必要な者を受けれる方針や体制につきまして、賛幸会さんにつきましては、停電時においても非常用電源等を配置して対応すると、人口呼吸器なんかも何かあったときも対応できるということで８点というのをつけております。それから、厚生事業団さんにつきましては、その痰の吸引とかのできる職員を十分配置するとかということで、８点というのをつけております。大徳会さんにつきましては、ここら辺の記載があまりなかったので、４点というふうにしております。一番下はまた見ていただければと思います。

続きまして、４ページをお願いいたします。事故発生時の対策ということで、ここは評価できるが１０点、普通が６点、評価ができないが０点としております。この場合、事故発生の場合はですね、非常災害対策と事故発生時の対応ということで、実は５点満点といいますか、二つで１０点なんですけど、各二つに分けて５点満点としまして、やっております。その内容を見ましたところ、非常に取り組まれているということで６点、普通を各法人に入れております。そして、設置場所でございます。前回の社会福祉審議会等でもお話を、説明をさしていただきましたけども、市街地につくっていただきたいとか、または施設が集中しないようにしていただきたいとかいうのを踏まえまして、評定をしております。ここは、評価できるが５点、普通が３点、評価できないが０点ということにしております。

大変申し訳ございませんが、７ページをお開き願いたいと思います。７ページです。今回のですね、法人がどこにつくられるかということで図示したものでございます。緑、濃い緑が番号が付いてるとこがありますけど、これは既存の特養がある場所となっております。これを見ていただきますと、分かると思います。賛幸会さんの予定地につきましては、その近くに特養がございます。ちょっとかぶって、１０番かな、があります。こういうことで見ていただければと思います。それと、もう一つ具体的な、すいません、あと裏の８ページをお願いいたします。８ページが鳥取市における都市計画図でございまして、色が塗られているところがですね、市街地ということになります。ちょうど事業団とフォイボスさんのすぐ近くに色が塗られ、水色っぽいのがずっとありますけれども、これはですね、湖山池でございまして、市街地とはちょっと離れているというふうに思っております。大徳会さんと健推会さんは見てのとおり、賛幸会さんは外れているという状況です。具体的な場所といたしましては、賛幸会さんは見ていただければと思いますけど、千代川のちょっと上のほうになっております。ちょっと西部とか中部の方は分かりづらいと思いますけども、そうなっております。それから、１０ページをお開きください。１０ページが事業団の予定地とフォイボスの予定地が出ております。その周りには、書いてありましたとおりで、老人ホームいこいの杜とか、老人福祉三津白寿苑とか、特養があります。それから、１１ページになります。１１ページが市街、大徳会さんと健推会さんの予定地ということになります。岩倉小学校というか、鳥取盲学校の近くでして、非常に住宅街の中にあるということになります。今回、新たに大徳会さんと健推会さんにつきましては、その市街地のほうで建てるという提案をされてきております。ということで、すいません、また４ページに戻っていただければと思います。これらを踏まえまして、先ほど説明したことを踏まえまして、まず市街化区域の中にあるかどうかということで評価をしました。大徳会さんと健推会さんにつきましては、市街化区域の中にありますので５点、その他については０点というふうにしております。それから、既存施設との距離や偏りのない施設の配置ということで、これにつきましても、大徳会さんと健推会さんは５点。賛幸会さん、フォイボスさん、厚生事業団は０点としております。

そして、３番目の宅地や利便性等の周辺環境・敷地の状況などの特徴ということで、公共交通機関の利便性などがあります。フォイボスさんと厚生事業団、湖山のほうにあります、につきましては、一番近い、鳥取大学駅前から約１．５キロぐらいの距離にございます。それから、大徳会さんと健推会さん、立川町っていうか、岩倉小学校の近くにありますのは、約２キロ。鳥取駅から約２キロぐらいの距離にございます。ということでありましたし、ちょっと賛幸会さん、若干遠いんですけども、ただ、バスの便とかを調べさしていただきましたけども、ほぼ１時間に１本程度、どの場所にもあるということで、これにつきましては、まあまあ便利なとこにあるということで、普通の３点をつけさしていただいております。

それから、５番目の特徴ある施設ということで、これにつきましては、評価できるが５点、普通が３点、評価できないが０点ということで見さしております。これにつきましては、どの施設につきましても、ある程度のことが書かれておりましたので、３点の普通をつけております。

そして、６番の併設施設でございます。これにつきましても、各事業者さんのほうにもこういうものをつくっていただきたいという１から４までについて、医療ケアが弱いのでつくっていただきたいということで説明をしたものです。そして、計画しているが１０点、計画してないが０点ということで評価をさしていただいております。見てのとおりということで、賛幸会さんにつきましては、２４時間定期巡回等をされるということで３０点となっておりますし、健推会さんは、訪問看護はしてないんですけども、訪問・通所リハビリテーションをするということで１０点を加えまして、以下のようなことになっております。

そして、最後になりますけども、その他、特徴のある施設運営を評価というところでございます。健推会さんにつきましては、リハビリクリニックを特養の中でされるということで、非常に斬新といいますか、新しいということで、１０点をつけております。それから、賛幸会さんにつきましては、環境基本計画への参加等を行うということで、前向きなことが書かれておりましたので、８点をつけております。ということで、これらをずっと合計いたしますと、鳥取市さんの合計も、出た評価も含めまして、総計をいたしますと、賛幸会さんが１２０点、フォイボスが１０１点、厚生事業団が９７点、大徳会さんが９３点、健推会さんが１０４点ということになります。すみません。それで、最後に、最後

じゃない、また１ページのほうに戻っていただきたいと思います。県といたしましては、先ほど説明したとおりで、上位の二つ、賛幸会さんと健推会が適当ではないかというふうなことで、今回お示しをさしていただいております。いろいろなご意見があると思いますので、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

（中永委員長）　はい。事務局のほうから説明がありました。この件につきまして、ご質問とかご意見ありましたら、いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。はい、吉田委員。

（吉田委員）　今、しっかりご説明をいただきました。かねてから、立派な運営者に社会福祉という立場での運営をしていただけるところをぜひ選定してくださいということは、かねてから、この会でも申し上げさしていただきました。それで、今の点数配分について、今更言うことは不適当かどうかは分かりませんが、この点数をずっと全部見回しますとですね、１０点対０点っていうところで、十分な差がついちゃうんですね。例えば、鳥取市の評価をいただいているところは二つしかないわけですね。先ほど説明の３ページ目だかに書いてあったことを今、読ませてもらいましたけども、鳥取市の評価の１０点と０点というのが、これが果たして妥当かどうかっていうことを一つご質問させていただきたいということと。

それから、この運営方針のところの⑥ですね。困窮者等々に、生活困難者に対する負担軽減の実施状況という表現でされてますけども、５点であったり０点であったり。０点というところは、結局こういう施設というのは、同じような軽減策はあり得ないということですか。それが２点目の質問です。

それから、この６の併設施設というところで、ここでの配点も１０点ということで、結構大きな点数。そうすると、トータル点数が下に全部書いてありますけども、ここのあるなしぐらいで、ぼんっとひっくり返ってしまう配分になるわけですね。これを点数配分を今更言ってもしょうがないんですが、どういう意図でこういう点数配分がされているのかっていうのを、ちょっとお聞きしたいわけであります。それで、今更それをひっくり返せということで申し上げているんじゃなくて、そういうことであります。

それから、一番最後に部長のほうからお話をいただければと思いますが、現在、こういう施設がどんどんつくられております。それで、厚労省のほうは、やっぱり我々鳥取県歯科医等にも、在宅医療の推進ということで、施設というよりも在宅医療のほうに力を入れたいという運営方針にかなり切り替わってきてます。それから、ご案内のごとく、我々団塊の世代が７５になる２０年後、このあたりになりますと、２０年、３０年後といっていいかな。鳥取県の人口は、約３分の２、今の３分の２ぐらいになる予定のはずです。そうすると、こういう施設をどんどんどんどんたくさんつくっていく。そして、いずれ利用者が減ってきたときに、こういう施設の立ちいかなくなるのではないかというようなことも普段考えたりしておりまして、そうすると、大きいところはたぶん残っていくだろうと。そうすると、中・小規模のところが立ちいかんようになってきて、例えばデイサービスセンターであるとか、たくさん、たくさん、今、業者参入してきてますが、これをどんどん野放図して本当にいいのかというような疑問も持っておりまして。これは、この点数配分とはまた別なんで、最後に部長のほうにこの将来展望というものを考えながらやっていかないと、建物はいっぱいできたけども、立ちいかん施設が出てきちゃうということも考えながら、ある程度整備していかないといけんのじゃないかなというような気がしておりまして、この３点をちょっとお聞きしたいと思います。

（中永委員長）　はい。吉田委員のほうから、これ３点ですか。４点ではなくて３点。

（吉田委員）　４点言いましたかいな。

（中永委員長）　４点ですかね。私のほうで４点のように聞こえたんですけれども。最初の３点は課長のほうから、最後の１点を部長のほうからご説明いただけたらと思います。

（山本長寿社会課長）　すみません。鳥取市さんの評価につきましては、これは鳥取市さんが評価されたことですので、うちがどうこう言えませんけども、この点数とかにつきましても、鳥取市さんのほうにはお伝えをして、それでもう鳥取市さんはこのような評価をされたということで、うちは理解をしております。

　それから、１番の６の５点、３点、０点というのがありますけれども、社会福祉法人では、低所得者に対しまして利用者減免を行うということになっております。ただ、それは特別養護老人ホームだけではなくて、デイサービスとか、さまざまな事業がありまして、その事業で減免措置をされているか、届出をされているかということで、各法人のほうから出していただきました。それに基づきまして、全体事業からその割合がどうかということで見まして、この基準を決めまして、５割未満だと０点だということで、これも事業者さんのほうには伝えているつもりなんですけど、出されてきたということです。

　それから、併設施設につきましても、これも先ほどから申しておりますけども、医療的ケア、特に在宅ケアとかを、言われたとおりで鳥取県としても頑張りたいということで、こういうのに取り組んでいただきたいということで、各法人さんのほうにお願いをして、説明はしたつもりです。この４０点、全部でこれ４０点になるんですけども、この点数も先ほど１６ページのほうで見ていただきますと、１６ページの評価基準の併設施設ということで、４０点というのをつけておりまして、これも説明をさせていただいた上で、各法人のほうからどういうのをされるかということで出してこられたということです。ので、ちょっと頑張ってほしかったんですけども、本当はもう少し、と思うとこがあります。

　それで、ちょっと部長のほうに入りますけれども。はい。

（吉田委員）　そこで一番大事なことを僕、忘れていました、申し上げるの。あの、これを申請される中に、文章力が勝ったところが勝ってないかという、一番重要なところを申し上げるのを忘れましたけれども、結構あとのほうの申請のときの文章、各施設のをちょっと見させてもらいましたけれども、非常に熱心に書いているところと、まあ何といいますか、簡便に書いているところとありますよね。その辺の文章力の差に左右されてないかっちゅうのはいかがでしょう。

（山本長寿社会課長）　これを見ていただくと分かりますとおりで、このぐらい出してくるとこもありましたし、このぐらいの厚さのところもございました、確かに。それで、大変熱心に書かれているところもありまして、ただ、やはり最終的には中身だと思っておりまして、うちのほうとしても見ていただいております、こちらのほうで整理をさせていただいて、その中身について検討したつもりでおります。ただ、うまく書かれているからというのは、ちょっとはどうかなというところは、はっきりも。

（吉田委員）　それと最後に、この決め手っていうのは要するに、文章で書いて出された内容を、その後に実行しているかいないかということは、フォローされますか。

（山本長寿社会課長）　当然フォローをしたいと思いますし、出てきた法人さんを見させていただきましたけども、それなりの法人さんが出されておりますので、当然、実行していただけるものだというふうには思っております。できなければ、それなりのことは、その後考えたいとは思っております。

（吉田委員）　苦情がですね、どんどんあがってくる中でね、言うことは言ったんやけども、やってないっていうこと、もしくは不正をやってるっていうことが、後の報告でもまた出てくるわけですよね。結局はそれに立ち入って、実際にそれを実行してるかどうかということを見ていくマンパワーは、たぶん行政にないのじゃないかなと思うんですよ。じゃあ、どうするのっていうことになるわけですよね。何年もたちました。こういうふうにええこと書いて出されましたけども、やっとられませんね、この施設は。苦情がいっぱい出てきましたね、みたいなことになることが、今一番我々としては不満なところでね。誠実に、その事業に対して誠実に取り組んで、誠実なことをやっておれば、利用者から苦情があがってくることはないわけですよね。そこのところが前も申し上げましたけど、国保の苦情処理員をやっているから、実際の利用者からあがってくる苦情が、いろんな形で各施設から来るので、そこのところをということを、かねてからずっと私、この会でも申し上げておったところなんです。ですから、この申請された内容はこれでいいんじゃないかとは思いますし、それなりの努力はされましたので、これでいけんとは言いませんけども、結局は認可した後でどういうふうに実行しておるのか、まじめにやっているのかということのフォローをどうやってやっていくのかなって。いっつもその苦情、トラブルがあってから立ち入って調査しました。こういう改善計画が出てきました。じゃあ改善計画が出てきたんだけども、じゃあ本当にその後やってんのっていうとこまで今度またついて回ってくるわけですね。そこが行政さんも忙しいから、マンパワーがないから、なかなか定期的に立ち入って調べるとかそういうことはできないんじゃないかと思っておるんですけども、いかかでしょうか。

（中永委員長）　はい。ちょっと失礼しますけど、最初どうですか。今のずっとやりますか。部長から一言ありますか。併せてでいいですか。じゃあ部長のほうからお願いできますか。

（松田福祉保健部長）　それでは、私のほうから、この先の展望をというふうなことでございました。本当に医療のほうでも在宅施設、病院から在宅にというふうな医療の方向性があるということは聞き及んでおりまして、その方向だなというふうには考えております。今回の施設整備につきましては、老人保健福祉計画でありますとか、介護保険事業支援計画というものを基にして、２４年から２６年の計画に沿った中での７０床掛ける２施設の選定、建設募集でございました。それですので、今のところ２６年までを見越したところでの充足していくというふなことですが、委員がおっしゃるとおり、これから先、高齢者の方が増える。２０４０年には県人口が４４万人になるというふうな将来予測というものが出ている中で、それに向けての県としてどういう方向で向かっていくかということを今検討に入ったところでございますけども、そういうふうな人口構造をですね、そういうふうなものも見ながら、これから先の計画については、それを落とし込んだ形で見越していかなければならないというふうに思っておりまして、委員ご案内のとおりにですね、これから先は今までのように施設を建てればいいということではないということは承知をしております。ですが、今のところ、その２６年度までの計画の中で、この１４０床については充足をさせて、それからあと何年か向かっていこうというところでございます。地域での包括的なケアでありますとか、いろいろな施設とか病院とかが連携をしながら、在宅での療養でありますとか、介護などについての方向であるということは十分よく聞いておりますので、そちらのほうも常に全体的な見地を持ちながら向かっていきたいというふうに思っております。また、デイサービス施設でありますとか、サービスの高齢者住宅でありますとかですね、さまざまな施設の建設なり設置が進んでおりまして、それを野放図にしておいていいのかというふうなご意見もごもっともかと思いますし、介護の保険料などの高騰でありますとか、各市町村、自治体もそこらへんは非常に懸念をしているところでございますので、全体的な視野から進めてまいりたいというふうに思っておりますので、その折には、また委員の皆さまからもさまざまなご意見をいただけたらというふうに思っております。以上です。

（中永委員長）　はい。吉田委員、いろんなご質問ありまして、大事な質問もあったと思いますけど、よろしいですか、大体のところは。

（吉田委員）　はい。

（中永委員長）　はい。じゃあ他にご意見ございますか。はい。なら、前田委員。

（前田委員）　これでいきますと、健推会さんのほうが、ちょうど選定になるということなんですが、市の鳥取市の６ページの意見の中で、そこの特養のハード面のことですけども、一般入浴が８ユニットで１カ所しか設置されていない。それから、ユニットのトイレや格納庫が廊下にせり出しており廊下が狭くなっている点、スタッフルームが４ユニットで１カ所しか配置されていない点等々がハード面のことであるんですが、これについて、県としてはどのように対応されるのか。

（中永委員長）　はい、お願いします。

（山本長寿社会課長）　一般入浴は８ユニット、１カ所しかないんですけども、機械浴とかにつきましては三つございまして、対応できるのではないかなというふうに思っております。それから、ユニットやトイレが廊下にせり出しているというのは、ちょっと実は法人のほうが、これはわざと出しているということでして、長い廊下は、病院とか施設というのを想像させるということで、なるべくだごへごしたような感じのほうが温かみがあるんじゃないかということで、こういう構造にわざとしたということで。ただ、当然国の基準は、廊下幅とかは守っているということで、これは特に問題ないというふうに県のほうとしては理解しておりますし、またスタッフルームが４ユニットで１カ所、これにつきましても、法人のほうから、なるべく高齢者の方、入所者の近くにいたいということで、スタッフルームとかはなるべくつくらなくて、そのユニットの中に職員がいるようにしたいということで、このような配置にしたということで書いてございまして、その点につきましても問題ないということで、うちのほうは判断をいたしております。以上です。

（中永委員長）　前田委員、よろしいでしょうか。

（前田委員）　はい、いいです。

（中永委員長）　はい。他にどうぞ。はい。

（縄田委員）　よろしいでしょうか。ちょっといくつか伺いたい点があったんですけど、吉田先生のほうからほとんど出ましたので、先ほど吉田先生もおっしゃいました、文章力のほうである程度点数が差がついているんじゃないかというのを、先ほどの点数づけで非常に強く感じまして。実際に各施設等事業所が、既存の事業所があるわけですから、そういうところの運営実態というのを確認することによって、ここから看板手をあげているのが果たしてどういう運営をするかというのが、ある程度見えてくると思うんですよ。そういうのを実際に調査するような手段がないものかというのが一つですね。もう一つ、このような施設になってくると、実際にそこで働かれる方の職場としての環境というのが、非常に影響する部分が多いと思うんです。見渡したところ、介護職員と入所者の関係づくり、職員動線というふうな項目があるんですけれども、じゃあそこで働く方の職場としての環境に対する配点という項目がないものなのか。あとは、例えば、ちょっと踏み入った話になるんですけど、同じところが運営されている施設の離職率等を検査することによって、きれい事じゃない中の実態が見えてくる部分ってたぶんあると思うんですよね。せっかく大きなお金を使って動かすのであれば、踏み込んだところまで、先ほどの転ばぬ先の杖じゃないですけども、きれい事並べてても中身は、メッキはいつかはげるものですから、それを一歩踏み込んだ段階で秤に掛けることというのが、将来的なところのリスクを減らすことになるんじゃないかなと思いまして、ちょっと発言させていただきました。

（中永委員長）　はい。縄田委員から２点ですかね、ご質問ですけれども、お願いします。

（山本長寿社会課長）　まず現在されている事業とかの様子を見て、実態を見て判断するのはどうかというお話がございました。基本的にはどの法人も問題はないというふうに考えております。うちのほうで特に悪かったということがあれば、当然最初から落としておりますので、なかったと思っております。それと、職場の環境とか、または離職率というのも、今言われてみればそうかなという思いもございますけども、当然、先ほども申しましたとおりで、これ出すときに、どういう点で採点をするのかということを示しておりますので、それ以外のところでは今回は採点はしておりません。今後またこういうのがあれば、いただいたご意見等踏まえて入れたいとは思いますけども、今回は前回でご審議いただいた内容に基づきまして、採点のほうさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

（中永委員長）　縄田委員、よろしいでしょうか。はい。他にご意見ありますでしょうか。ご質問、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。じゃあ、ご質問、ご意見ないようですので、これについては、この今の県のほうで選定された選定案ですけれども、これを審議会として承認していいかどうかっていうことですよね。ですよね。じゃあ、そういうことですので、審議会として承認してよろしいですか。よろしいですか。はい。じゃあ、ご異論ないようですので、このとおりにさせていただきます。はい。

　そうしますと、審議を終えまして、報告事項のほうに入ります。報告事項の説明は事務局から行っていただきますけれども、簡潔にお願いをしたいと思います。その質疑ですけれども、質疑につきましては、事務局からの説明の後、一括してしていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。じゃあ、そういう方向でいきます。

　まず最初にですね、報告事項のアの社会福祉法人の運営における不適正案件について、事務局から説明してください。

【報告事項】

ア　社会福祉法人の運営における不適正案件について

（林福祉保健課課長補佐）　はい、福祉保健課でございます。資料の２をご覧ください。報告事項アということで、社会福祉法人の運営における不適正案件についてということで、２項目報告させていただきます。１点目は、社会福祉法人に対する改善措置命令についてということで、平成２５年３月１８日に、寿耕会、ケアパートナーズに対しまして、改善措置命令を行ったところでございます。いずれも真相解明に向け、今調査中でございまして、途中経過を資料として報告させていただくものでございます。寿耕会につきましては勤務実態のない理事長に給与の支払いなどがあったのではないかなど、ケアパートナーズにつきましては開設準備費などについて使途が不明などの、いずれも今後さらなる調査を行うこととしておりまして、詳細は２ページ目以降に記載してございますので、後でお目通しをいただければと思います。

　次に２点目の社会福祉法人の職員による横領事件についてでございます。この事件、すでに６月２４日に新聞報道されておりますけれども、社会福祉法人信生会で発生しました横領事件でございます。横領額は１億３，５００万円。経理事務を一人に任せきりにしたために、チェック体制が不十分となり、個人の横領事件というものが発生したものと思われております。他にも不適切な法人運営がないか、今後も調査を継続しまして、必要に応じ、改善措置命令など行う予定でございます。なお、下のほうにもありますけれども、他の法人でも、このような案件が生じていないかということでございまして、ないか確認をさせていただくということで、２５年６月２６日以降、県所管の社会福祉法人すべてを回りまして、経理会計事務の処理体制について緊急点検を実施したところでございます。簡単ではございますけれども、以上で終わらせていただきます。

（中永委員長）　はい。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。後でまとめてですね。すみません。失礼しました。

　そうしますと、続きまして報告事項のイですね。身体障害者手帳の詐欺事件についてを説明をいただきます。

イ　身体障害者手帳の詐欺事件について

ウ　鳥取県手話言語条例（仮称）の検討について

エ　第１４回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会について

オ　平成２５年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について

（日野障がい福祉課長）　はい。資料の３をご覧いただければと思います。以前の審議会にもご報告しておりますが、身体障害者の手帳の詐欺事件でございます。この案件は平成２３年８月に起こったものでございますけれども、視覚障害１級の所持者の方が車を運転していると通報があって、詐欺容疑で逮捕されたと。で、裁判の過程の中で、前回までは確か松江高裁から控訴棄却という状況だというふうにお伝えしたというふうに記憶しております。その後、最高裁のほうに上告があったんですけれども、上告棄却ということが決定されまして、５月１日に刑が確定したところでございます。こちらの件については、以上でございます。

引き続きまして、資料４、鳥取県手話言語条例について簡単にご説明をさせていただければと思います。今朝の新聞等にも出ておりましたが、現在、今鳥取県では、手話言語条例を検討しているところでございます。もともと鳥取県は平成２０年に策定した将来ビジョンの中で、手話が単なるコミュニティ手段ではなくて、言語として一つの文化を形成しているのだというふうに記載をしておりました。全国のろうあ団体、ろうあ連盟の方々は、手話言語法案の制定を国のほうに求めているんですが、なかなか進捗状況がよくないということで、将来ビジョンの中で手話を文化として言語として位置付けている鳥取県に対して、手話言語条例の制定について依頼があったと。これに基づきまして、現在手話言語条例の研究を進めているところでございます。資料４の１ページの２の条例案の概要のところでございますけれども、一応テーマとしては二つございまして、手話を言語として位置付けること。それと、手話の使用に関する環境整備ということで、その手話言語条例の中身としては、手話を言語として正面から認めて、手話の使いやすい環境の整備をしていこうということでございます。条例が制定されるとなると、現段階では全国初ということになるところでございます。研究会につきましては、３番に書いてありますけれども、全部で１５名の方に参加していただいて、精力的に議論を進めているところです。２ページに飛んでいただきまして、スケジュールですけれども、４月２２日に第１回の研究会を行いまして、７月４日、昨日７月２４日に第３回研究会を行ったところです。次回が８月８日の第４回の研究会ですけれども、こちらのほうで意見の取りまとめができるようであれば、９月の定例議会に条例案を提出していきたいというふうに考えております。３ページ目以降は、これは７月４日の段階のものでございますけれども、手話言語条例の論点として事務局から示した資料でございますので、また後ほどご覧いただければというふうに考えております。資料４につきましては以上でございます。

　引き続きまして資料５、第１４回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実行委員会の設立につきまして、ご説明をいたします。来年度、平成２６年度に全国障がい者芸術・文化祭を鳥取県で開催をすることとしております。この大会を成功裏に収めるために、６月２８日に実行委員会が設立されましたので、お知らせをいたします。その中で若干、来年度の大会の日程等が議論されましたので、お伝えいたします。めくっていただきまして２ページをご覧ください。大会の開催計画でございますけれども、開催期間は７月１２日から１１月３日までの４カ月弱、開催場所はとりぎん文化会館などの東部、倉吉博物館、未来中心などの中部、米子市の西部ということで、県内各地でさまざまな取り組みを進めていきたいというふうに思っております。関連イベントとして２番目に書いてあるとおり、オープニングセレモニーからはじまりまして、アール・ブリュットの巡回展をやったり、いろいろやりまして、最後にとりぎん文化会館でクライマックスイベントというような感じで考えております。より多くの障がい者の方々、障がいのない方も含めて参加できるように、いろいろ工夫をしていきたいというふうに考えておりますので、皆さま方もぜひ参加の検討をお願いしたいとうふうに思います。

なお、３ページ目以降に、現在、芸術・文化祭の大会の愛称とトリピーの愛称について募集しておりますので、そのチラシを付けております。周りの方にもちょっとお知らせいただいて、応募していただけるとありがたいというふうに考えております。資料５につきましては以上です。

障がい福祉課としては最後ですが、資料の６をご覧ください。平成２４年度第３回の社会福祉審議会におきまして、社会福祉施設等施設整備事業の優先順位についてご議論をいただいたところでございます。ちょっとその後、事情変更がございましたので、優先順位の変更について報告をいたします。今年の２月時点のものにつきまして、上に書いてあるとおり、社会福祉施設等整備事業につきましては１から６番までの順位付けがされていたと。で、大規模修繕として地域自主戦略交付金というもので、米子ワークホームさんの大規模修繕が予定をされていたところです。ただ、大規模修繕につきましては、地域自主戦略交付金というものが、政権交代に伴いまして交付金自体が廃止をされてしまったという事情がございます。それで地域自主戦略交付金での対応ができなくなったので、米子ワークホームさんの大規模修繕を施設整備事業のほうに位置付ける必要が出てきたと。あともう１点は、もともと２月の段階では６番目の順位になっていた羽合ひかり園さんの改築事業につきましては、実をいいますと、別の補助金、社会福祉施設等耐震化等整備費補助金のほうで対応が可能だということが分かりまして、こちらのほうはまた別の補助金のほうで対象になるという形になりました。それで、じゃあそうなるとワークホームさんのところをどう位置付けるかということになりますけれども、県といたしましては、今鳥取県の状況を見まして、喫緊の課題はまず受け皿といいますか、サービスの量を確保するということがまず第一だというふうに考えておりまして、優先順位につきましては、これまでの１番から５番のグループホーム、ケアホーム等の創設、改築のほうを優先させていただいて、その後に大規模修繕の米子ワークホームさんを位置付けるという形に変更したということでございます。以上でございます。

（中永委員長）　はい。そうしますと、その続いてですけれども、報告事項のカです。平成２５年度安心子ども基金により整備を行う保育所について、お願いします。

カ　平成２５年度安心子ども基金により整備を行う保育所について

（池上子育て応援課長）　はい。子育て応援課でございます。資料７をご覧ください。平成２５年度安心子ども基金により整備を行う保育所について、３件ご報告させていただきます。まず境港市にあります、あまりこ保育園でございますけれど、社会福祉法人の園の移管に伴い施設の老朽化による屋根、それと外壁の改修を行わせていただくものです。事業費は１，５２８万８，０００円ということで、安心子ども基金から７６４万円助成させていただきます。それから米子市にございます、いづみ保育園でございますが、こちらは施設の老朽化、それから耐震性に問題があるということで、建て替えを行われるものです。こちらも事業費は２億３，８５５万ということで、安心子ども基金から９，２００万支出させていただくものです。それからもう一つ、裏面にございますけれど、倉吉市の現在幼稚園型の認定こども園である倉吉幼稚園さんが新たに保育所認可を受けられて、幼保連携型の認定こども園とするために保育所を増設されたり職員室を移転されたりということで工事を行われるもので、それにつきまして保育所に係る部分につきまして助成させていただくもので、事業費としては５３０万、安心子ども基金からは１８６万円の助成をさせていただくものです。以上でございます。

（中永委員長）　はい。そうしますと最後に、報告事項のキとクです。キのほうは、平成２５年度第１回心身障害福祉専門分科会の報告。クのほうは、２４年度の第５回児童福祉専門分科会の報告です。それぞれの分科会長さんのほうから報告、説明をお願いしたいと思います。まず最初に垣屋委員さんのほうからお願いできますでしょうか。

キ　平成２５年度第１回心身障害者福祉専門分科会の報告

（垣屋委員）　はい。心身障害福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第５条第２項に基づき、次の事項について平成２５年３月１５日、同年４月１９日及び同年６月２１日に開催されました指定医師等審査部会において決議しましたので、同規程第９条の規定により報告をいたします。まず身体障害者福祉法第１５条第１項の規定による医師の指定についてですが、國本泰臣医師他合計１３名の医師の申請について審議した結果、指定することが適当であることを認めました。次に、そしゃく機能障害に関する診断書・意見書を作成することができる歯科医師の登録についてですが、田窪千子歯科医師の申請について審議した結果、登録することが適当であると認めました。次に、障害者自立支援法第６４条の規定によります医療機関の変更の承認についてですが、高島病院他合計６件の届出について審議した結果、承認することが適当であることと認めました。次に、身体障害者福祉法施行令第５条第１項の規定によります身体障害者手帳交付申請の却下についてですが、次の申請者、肝機能障害について身体障害者手帳交付申請の却下を適当と認めました。ただし、小児の胆道閉鎖症の場合、現行の障害認定基準に課題がある旨を厚生労働省へ伝えることとしました。以上です。

（中永委員長）　ありがとうございました。菊池委員、続いてお願いします。

ク　平成２４年度第５回児童福祉専門分科会の報告

（菊池委員）　それでは児童福祉分科会の決議事項等について、鳥取県社会福祉審議会規程第９条に基づきご報告を行います。資料の９になります。児童福祉法施行令第２９条に基づく、里親の認定に係る決議についてです。平成２５年２月１８日開催の分科会において、鳥取市在住の男性１名、鳥取市在住の２名、鳥取市在住の２名、それぞれご夫婦について、所管の児童相談所から調査した事項等を慎重に協議した結果、里親の認定を適当と認めたところでございます。以上でございます。

（中永委員長）　はい、ありがとうございました。そうしますと、報告事項たくさんありましたけど、以上でございます。今の説明につきまして、ご質問等をいただきたいと思いますけれども、たくさんございましたので、項目を追ってご質問いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、そうしますと、報告事項のアにつきまして、ご質問等ありましたらいただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。よろしいですか。いいですか。はい。ないようですので。では報告事項のイにつきまして。はい、ないようですので、続きましてウにつきまして、何かご質問等ありますでしょうか。ないようですけどいいですか。いいですか。はい。エにつきましてご質問等ありませんでしょうか。はい。採決しますけど、オにつきましてご質問等ありましたら。はい。ないようですので、カにつきましていかがでしょうか。はい。キとクにつきまして、いかがでしょうか。ご質問ないようですので、じゃあ報告事項、以上で終わらせていただきます。はい。

４　その他

（中永委員長）　そうしますと、以上で本日の議事につきましては全て終了しましたけれども、何かこれ以外で委員の皆さん方のほうで何かご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。なんでも結構ですけれども。はい。ないようですけれども、ちょっと私、一言ですね、今日進行させていただきながら、ちょっと思ったんですけれども、最初の審議事項の件ですよね、審議事項の件で、選定した後ですね、十分なチェックといいますか、その後の何て言いますか、指導とかそういうことが必要だという声がありましたので、ひとつその辺のところは大事にしていただいて、県のほうでその辺をしっかり受け止めていただきたいというふうに、進行役としては思いましたので、付け加えさせていただきます。よろしくお願いします。よろしいですよね、そういうこと申し上げてもですね。はい。

５　閉会

（中永委員長）　それでは、予定していました日程、全部終了しましたので、平成２５年度の第１回の鳥取県社会福祉審議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございます。

（岡本福祉保健課課長補佐）　すみません。事務局よりご連絡申し上げます。この後ですね、会場をちょっと一部転換いたしまして、引き続き児童福祉専門分科会のほうを開催いたしますので、児童福祉専門分科会の委員の方はこのままお残りいただきますよう、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

上記のとおり相違ないことを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県社会福祉審議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議事録署名委員　　尾　崎　公　徳

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　議事録署名委員　　吉　田　眞　人